

諮問第1号

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問について

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったので、裁決書案のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定により諮問する。

令和8年9月14日

つくば市長 五十嵐立青

1 審査請求に係る処分の概要

(1) 処分をした行政庁

つくば市長

(2) 被処分者

茨城県つくば市

(3) 処分の概要

つくば市長が令和8年2月10日付けで被処分者に対して行った放課後児童室の利用保留処分（以下「本件処分」という。）

2 審査請求の概要

(1) 審査請求年月日

令和8年3月18日

(2) 審査請求人

被処分者に同じ。

(3) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

3 参加人等

なし。

4 審理員意見書の結論

審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

裁 決 書（案）

茨城県つくば市

審査請求人

処 分 庁 つくば市長

審査請求人が令和8年（2026年）3月18日に提起した、処分庁が行った令和8年2月10日付けの放課後児童室の利用保留処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、審査請求人が処分庁に対して放課後児童室の利用許可の申請をしたところ、処分庁から放課後児童室の利用保留処分を受けたため、審査請求人が審査庁に対して同処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

1 事案の経緯

- (1) 令和8年1月16日、審査請求人は、処分庁に対し、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例施行規則（平成13年つくば市規則第5号。以下「本件規則」という。）第4条に基づき、利用申請に係る児童を（以下「本件児童」という。）及び本件児童の（以下「本件」という。）とし、利用を希望する放課後児童室をつくば市立放課後児

童室（以下「本件放課後児童室」という。）とする放課後児童室利用許可申請書（弁明書の証拠書類1。以下「本件申請書」といい、本件申請書による本件児童に係る申請を「本件申請」という。）及びその添付書類（弁明書の証拠書類2から証拠書類6まで。以下、本件申請書及びこれら添付書類を「本件申請書等」という。）を提出した。

- (2) 令和8年2月10日、処分庁は、審査請求人に対し、本件申請について、本件規則第5条第1項に基づき、本件通知（弁明書の証拠書類8）により利用を保留するとの処分（以下「本件処分」という。）を行った。本件通知には、「保留の理由」として、「つくば市立■■■■放課後児童室は、定員数を超えた申込みがありましたので、保護者の就労日数・就労時間、児童の学年・状況等を総合的に審査し、優先順位の高い児童から利用の許可をした結果、定員数に達したため、利用保留とさせていただきます。」との記載がある。
- (3) 令和8年3月18日、審査請求人は、審査庁に対して本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件児童の■■■■以降まで就労しており、放課後の時間に児童を迎えに行くことができない状況にある。自宅は学校から約3kmあり、徒歩では40分程度かかる。本件児童が放課後に一人で徒歩で帰宅することは安全面からも非常に困難である。■■■■の迎えが可能となる■■■■頃まで、放課後児童室の利用が不可欠である。
- (2) 本件児童は、本件審査請求を行った令和8年3月時点で■■■■放課後児童室を利用しているが、翌4月から■■■■学校へ■■■■する予定であり、引き続き放課後児童室の利用が必要である。

- (3) 本件■は、本件放課後児童室の利用が認められており、本件児童のみ利用が認められていない状況である。（なお、本件申請書の「利用申請に係る児童」欄の記載内容からすると、審査請求書の「4 審査請求の理由」の(5)（3 ページ）の「■」は、正しくは「■」の誤りと思われる。）
- (4) 審査請求人の家庭の経済状況から民間の学童保育施設を利用することは困難である。
- (5) 以上の事情から、本件児童は放課後児童室の利用の必要性が高く、本件処分は児童の安全確保及び生活状況の観点からも十分に配慮されたものとはいえない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 市は、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号。以下「本件条例」という。）第1条の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、放課後児童室を設置している。
- (2) 放課後児童室を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない（本件条例第8条第1項）、放課後児童室の定員を超過するときは、市長はその許可をしないことができる（同条第2項第3号）。
- (3) 放課後児童室の利用許可を受けようとする者は、放課後児童室利用許可申請書に、家庭状況調査票、就労証明書等を添付して市長に申請する必要がある（本件規則第4条）。
- (4) 処分庁は、利用許可申請に対し、本件条例第7条に規定する要件を満たす児童であって優先順に並べて定員に達するまでのものについては利用の許可をし、同条に規定する要件を満たす児童であって優先順に並べて定員に達した後のものについては利用を保留し、申請者に通知する（本件規則第5条）。

- (5) 処分庁は、(4)の許可又は保留の判断に係る審査基準として、つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表（弁明書の証拠書類7。以下「本件基準」という。）を定め、市のホームページに掲載している。
- (6) 処分庁は、本件申請書等の内容から、本件基準に基づき、本件児童の合計指数を、次の各点の合計である39点と算出した。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- (7) 本件放課後児童室の定員は[REDACTED]人であり（本件規則第2条及び別表）、合計指数43点以上の児童をもってその定員に達したため（弁明書の証拠書類9）、本件児童は、本件条例第7条に規定する要件を満たす児童であって優先順に並べて定員に達した後のものであるとして、本件処分を行った。
- (8) 以上のとおり、処分庁は、本件申請書等の内容並びに本件条例、本件規則及び本件基準の定めに基づいて本件処分を行っており、本件処分に違法又は不当な点はない。

第3 争点

審査請求人は、その主張の法的根拠を特に述べていないが、その主張内容及び関係法令等の定めからすると、本件の争点は、本件処分を行う際に処分庁が行使した裁量権について、範囲の逸脱又は濫用があるか、及びその行使が妥当であるかと考えられる。

第4 審理員意見書の「第4 審理員意見書の理由」

審理員意見書における「第4 審理員意見書の理由」の記載は、次のとおりである。

1 本件処分の適法性及び妥当性について

処分庁の放課後児童室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設として設置されている（本件条例第4条）。市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業の実施に努めなければならないが（児童福祉法第21条の9）、実施施設の規模に照らして過大な児童を受け入れることは、かえって児童の健全な育成を阻害することになるから、市町村に定員を超えて児童を受け入れる義務があるとは考えられない。処分庁においても、本件条例において、各放課後児童室に定員を設け（本件条例第2条の2）、定員を超過するときは利用を許可しないことができるとしている（本件条例第8条第2項第3号）。

児童福祉法その他の法令及び本件条例は、定員を超過する申込みがあった場合の許否の基準について、具体的な規定を置いておらず、その判断を処分庁の裁量に委ねていると解される。もともと、処分庁による許否の判断は、児童福祉法第6条の3第2項が定める放課後児童健全育成事業の目的及び本件条例第1条が定める放課後児童室の設置目的を踏まえた合理的なものでなければならず、その許否の判断が著しく不当である場合には、その判断に基づく処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものとして、違法になると考えられる。

処分庁では、許否の判断に係る基準として本件基準を用いているところ、本件基準は、家庭及び保護者の状況や、児童の学年、児童の安全に特に配慮しなければならない事情など児童の特性等に配慮して点数を定めており、不合理な

点は認められないから、処分庁が本件基準に基づいて放課後児童室の利用の許否を判断して処分をすれば、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものとして、違法になることはないと考えられる。

本件放課後児童室の定員は■人であり（本件規則第2条及び別表）、合計指数43点以上の申込者が■人いたことが認められるから（弁明書の証拠書類9）、処分庁は、合計指数42点以下の申込者については、本件条例第8条第2項第3号に基づき、定員を超過することを理由に許可しないこととせざるを得ない。

処分庁は、本件申請について、本件申請書等の内容及び本件基準により、本件児童の合計指数が39点になると算出した上で、本件条例第7条に規定する要件を満たす児童であって優先順に並べて定員に達した後のものであるとして、本件条例第8条第2項第3号に基づき定員を超過することを理由に許可しないこととし、本件規則第5条に基づき利用保留するとの本件処分を行ったことが認められる。本件申請書等の内容及び本件基準によれば、本件児童の合計指数が39点になることは、上記第2・2(6)による処分庁の主張のとおりであり、他に該当する加算の対象となる基準指数の事由や調整指数の調整区分は認められない。

以上のとおり、処分庁は、本件申請書等の内容及び本件基準に基づいて放課後児童室の利用の許否を判断して本件処分を行ったことが認められるから、本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものとはいえない。また、その裁量権の行使に不当な点も認められない。

よって、本件処分は、適法かつ妥当である。

2 審査請求人の主張について

(1) 学校から自宅までの距離等に関する主張（上記第2・1(1)）について

本件基準は、学校から自宅までの距離を考慮していないが（弁明書の証拠書類7）、一般的に児童の小学校からの下校について保護者の迎えは必ずしも想定されていないと考えられるから、本件基準が学校から自宅までの距離

を考慮していないことが不合理とはいえない。

また、本件基準は、保護者の平均帰宅時刻が17時よりも早い時間の場合は、調整指数として減算すると定めているところ（弁明書の証拠書類7）、本件児童については、[REDACTED]帰宅が[REDACTED]以降であるため、この減算がされていない。この意味で本件児童の[REDACTED]の帰宅時間について考慮された上で本件処分がされたといえる。

以上のことから、学校から自宅までの距離等に関する審査請求人の主張は、認められない。

- (2) 本件児童は本審査請求を行った令和8年3月時点で[REDACTED]放課後児童室を利用しているとの主張（上記第2・1(2)）について

本件基準は、前年度の放課後児童室の利用状況を考慮していないが（弁明書の証拠書類7）、年度が替わると、入学及び卒業により各小学校の児童の相当数が入れ替わり、それに伴い、各放課後児童室の利用を希望する児童に異動が生じる。また、同じ児童であっても、年度が替わると、進級に伴い放課後児童室の利用の必要性の程度も変化する。したがって、年度ごとに各児童について各放課後児童室の利用の可否を判断することは合理的であり、その拒否の判断において、前年度の放課後児童室の利用状況を考慮する必要性は乏しいと考えられる。

したがって、本件児童は本審査請求を行った令和8年3月時点で[REDACTED]放課後児童室を利用している等の審査請求人の主張は、認められない。

- (3) 本件[REDACTED]は本件放課後児童室の利用が認められているとの主張（上記第2・1(3)）について

本件[REDACTED]は小学校[REDACTED]年生であり、本件基準によれば調整指数が[REDACTED]点加算されるため（弁明書の証拠書類7。これに対し、本件児童は小学校[REDACTED]年生であるため、[REDACTED]。）、本件放課後児童室の利用の許可を受けたと思われる。このように、本件放課後児童室の利用の可否について、本件児童と本件

■とで差異が生じたとすれば、それは、本件基準が低学年ほど加算される点数を多くしているためである。小学校1年生から6年生までの年齢では、低学年ほど適切な遊び及び生活の場を提供する必要性が高いといえるから、低学年ほど加算の点数を多くすることは合理的である。また、本件基準は、「きょうだいが同一となる児童クラブ等の申込み」に該当する場合、調整指数として1点加算することとしており、本件児童についても、これに該当するとして1点加算されている。この意味で、本件■による本件放課後児童室の利用について考慮された上で本件処分がされたといえる。

以上のことから、本件■は本件放課後児童室の利用が認められている等の審査請求人の主張は認められない。

- (4) 審査請求人の家庭の経済状況から民間の学童保育施設を利用することは困難であるとの主張（上記第2・1(4)）について

本件基準は、家庭の経済状況を考慮していないが（弁明書の証拠書類7）、一般的に放課後児童室の利用が認められない児童について、民間の保育施設を利用することは必ずしも想定されていないと考えられるから、本件基準が家庭の経済状況を考慮しないことが不合理とはいえない。また、入会できなかった場合の保育状況について、本件児童は「■」に該当すると調整指数が■点加算される形で考慮されている。

したがって、審査請求人の家庭の経済状況から民間の学童保育施設を利用することは困難であるとの審査請求人の主張は、認められない。

- (5) 以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の適法性及び妥当性に影響しない。

第5 審理員意見書の「第5 結論」

審理員意見書における「第5 結論」の記載は、次のとおりである。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。そのため、本

審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 理由

本件審査請求に関する審査庁の判断は、審理員意見書における「第4 審理員意見書の理由」及び「第5 結論」と同様である。審査庁としては、審理員意見書に記載のある「第4 審理員意見書の理由」及び「第5 結論」は、妥当であると認め、補足すべき事項もない。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 審理員意見書の添付

行政不服審査法第50条第2項の規定により、審理員意見書を添付する。

令和 年 月 日

審査庁 つくば市長 五十嵐 立 青

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。